

（仮称）きたもと こどもいきいき未来プラン（案）に対する意見とこれに対する市の考え方

議題 1 「パブリック・コメントの結果について」への意見

No.	意見の主な内容（要旨）	市の考え方
1	資料 2 の NO.1 7 の意見で、後半の不適切な指導に関する意見について、計画案の 4 9 ページ 1・3 の虐待、体罰等のところで、4（2）のところでは学校や関係機関が連携していじめや体罰の防止とあるので、保護者だけでなく、学校、教育現場等での、子どもが暮らしている場所における職員が、そういったところの自覚について、触れなくてよいのかというご意見だったかと思います。人権に関して子どもに対する教育を行う者が行っていかなければならないわけですが、より学ぶといったところはあると思います。このような記載があったら尚よいかと思いました。 保育現場では「不適切な」というときに、虐待に至る前の段階を指しています。不適切な保育でも虐待だと判断されれば、虐待となります。子どもとの関わりが不適切だというときに、虐待に至る前のものも含めるのかという質問だと思いました。人権に配慮するということが基にあるかと思います。学校教育には出てきますが、（1）の福祉の方には、出てこないため、書きぶりは要検討ですが、リード文のところで「人権を尊重して」という意味合いの文言を書き加えられれば良いのではと思いました。	ご意見を踏まえ、以下のとおりリード文に「子どもの人権に配慮し、」を追記します。 児童相談所等の関係機関と連携し、子どもの人権に配慮し、子ども関係施設における児童虐待の防止と早期発見・対応に向けた取組を推進します。
2	p 2：通常は 4 0 歳で「初老」と称するので、やはり多少違和感是否めず、「こども」や「子ども」の定義に係る市としての考え方については、できれば補遺等でももう少し詳しく説明を補足追記できた方がわかりやすいようには思われます。	ご意見を踏まえ、以下の内容を追記します。 子ども・若者育成支援推進法の規定により策定された「子ども・若者ビジョン」において、若者は思春期・青年期（おおむね 1 8 歳＝3 0 歳未満まで（施策によっては 4 0 歳未満まで））とされています。
3	ページを特定するわけではございますが、年齢的に長ずるにしたがい様々な意味で、自立してゆくことは子どもの成長にとってたいへん重要で、内容全般的に、与えられることばかりを以て権利と称してしまう傾向	本計画では原案のままとしますが、こどもは「おとなから守られる存在」と考えるのではなく、こどもも「権利の主体」であるとの認識のもと、基本目標（1）子どもを権利の主体として尊重し、尊厳を守るまちを設定してお

	が強いとやはり多少違和感を覚えます。「早く立派な大人になる権利」という理念も、もう少し取り入れられるとよいと思われます。	ります。こどもを取り巻く関係機関とこうした視点を共有しながら、基本理念である「すべてのこどもが健やかに育ち輝くまち きたもと」を実現できるよう取り組んでまいります。
--	---	---

議題 2 「特定教育・保育施設の整備及び利用定員の設定について」への意見

No.	意見の主な内容（要旨）	市の考え方
1	保育施設の規模拡大だけでなく、質の向上も求められてくると思います。また世の中が人手不足になっている状況下では保育士の人材確保も重要になってくると考えております。そのためには働く労働環境の改善や待遇向上に向けた改善も必要であると考えています。 他にもプランの中には記載されていますが、柔軟な保育時間や多様な保育サービスの提供も充実させていくことで、働く親が安心して仕事に専念できる環境設備につながっていくと思っていますので是非そのような点も踏まえ進めていただきたいと思います。	教育・保育の質の向上、保育士の人材確保や労働環境・処遇の改善は、本市においても取り組むべき課題であると認識しております。 保育士等の確保のため、市独自の事業である「保育士等就職奨励金交付事業」や保育所・幼稚園等において、教育・保育の充実をより一層図るため、民間保育施設等を対象に、待機児童への対策や支援を必要とする児童を受け入れるための保育士の配置に要する経費、延長保育やアレルギー対応給食のための経費等の一部を補助する「民間保育施設等補助金交付事業」を引き続き、実施してまいります。
2	待機児童数が掲載されている部分の近傍等に、待機児童を解消できない現時点での主な理由についても掲載して示せると、市民の理解もより得られるのではないかと思います。	ご意見を踏まえ、【保育需要の経過と見込み及び確保方策】を以下の内容に修正いたします。 「本市において、令和2年度より待機児童が発生しています（表1）。また、直近5年間においては、未就学児人口は減少傾向で推移した一方で（表2）、共働き世帯及びフルタイム就労の割合の増加に伴い、保育施設利用申請者数（保育ニーズ）は増加傾向で推移してきました（表3）。 増加する保育ニーズに対応するため、令和2年度から既存施設での受入人数の拡大や小規模保育施設の新設などにより、受入人数の確保に取り組んできたものの、必要数が確保できず、待機児童の解消に至っていません。 令和7年度以降の保育需要は、増加傾向が継続するものと見込んでいるため、新たに保育施設の整備が必要な状況にあります。